

# 石川県公報

令和5年8月4日(金曜日)

号 外

(第52号)

## 目 次

- 規 則  
○いしかわ子ども総合条例施行規則の一部を改正する規則  
(少子化対策監室) 1

## 規 則

いしかわ子ども総合条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和五年八月四日

石川県知事 馳 浩

### 石川県規則第二十七号

いしかわ子ども総合条例施行規則の一部を改正する規則

いしかわ子ども総合条例施行規則(平成十九年石川県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ロ中「でん部」を「臀部」に改め、「女性の」を削り、同号ハ中「異性間又は同性間の」を削り、同項第二号イ及びロを次のように改める。

イ 性交、肛門性交、口腔性交若しくはこれらを連想させる行為又は性的な部位(性器、肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう)への接触行為

ロ 刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十六条又は第一百七十七条の規定の違反行為

第三条第一項第二号中ハを削り、ニをハとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

